

# 大阪狭山市北放課後児童会運営業務受託候補者募集に係る実施要領

令和7年8月

大阪狭山市教育委員会事務局  
こども政策部 こども育成グループ

## 1. 募集の概要

### (1) 業務委託の目的

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

本市が考える民間事業者への運営委託は、公営にはない柔軟で個性豊かな運営をめざすことを趣旨とし、また、専用プレハブ教室での活動は、施設利用上の制限が少ないため、活用の自由度の高さなどからもその独自性が発揮し易く、民営での運営に適しているものと考えます。また、業務委託を行うことで発達段階に応じた活動がより充実し、児童の健全な育成が促進されること、及び支援員の員数確保の柔軟性が担保されることに加え、児童の支援に関する最新の知識と技術、さらに蓄積されたノウハウや経験に基づく多様性のある満足度の高い企画等が展開されることが期待でき、一層のサービス水準の向上が見込まれるため、幅広い受託候補者からの応募を前提としたプロポーザル方式（一般公募型）で募集を行います。

## 2. 業務委託の概要

### (1) 業務名

大阪狭山市北放課後児童会運営業務

### (2) 実施場所及び名称

実施場所	名称
大阪狭山市池尻北二丁目20番7号 (市立北小学校敷地内専用プレハブ教室)	大阪狭山市北放課後児童会

※施設は、北小学校敷地内・校舎北東に位置した専用プレハブ教室です。

《4クラスを運営 [予定] / 定員160名 (1クラスあたり定員40名)》

### (3) 業務内容

事業の運営にあたっては、別添【運営業務仕様書】のほか、放課後児童健全育成事業に係る関係法令等を遵守してください。

#### 【放課後児童会における保育、運営業務全般】

##### ①児童の健全な育成に関する業務

- 児童の健康管理
- 安全確保
- 児童の生活指導、遊び等の指導、情緒の安定を図る指導
- 基本的な生活習慣の確立

##### ②利用者対応に関する業務

- 保護者との連絡、支援・連携
- 苦情への対応

##### ③事業の運営に関する業務

- 出席簿や指導日誌の作成
- 年間・各月の指導計画、勤務表の作成
- 行事等の実施
- 個別に配慮を要する児童の受け入れに関する業務

- 児童虐待防止への対応
- 学校や地域との連携、交流
- 地域の児童福祉施設等との連携
- 市への連絡、連携
- 施設設備の購入及び使用に関すること
- 施設、設備、備品の管理と環境整備
- 新型コロナウイルス感染症等の衛生対策に関すること
- ④受託候補者が提案する自主事業に関する取り組み
- ⑤その他事業の運営に必要な業務

### 3. 提案限度額

<※令和8年度（2026年度）当初予算において令和10年度（2028年度）までの債務負担行為限度額を含めた3年間分の予算措置額。>

136,773千円[非課税事業:第二種社会福祉事業]

※現時点での3年間分の提案限度額であり、令和8年度（2026年度）当初予算の確保及び成立を前提とします。

※令和8年4月1日から令和11年3月31日までの提案限度額です。

※なお、実際の契約額は、入会児童数を踏まえたクラスの開設数や支援員の雇用者数等により変動するものであり、提案限度額内で本市と最終調整の後、決定します。

### 4. 契約締結の条件及び開設準備期間

#### (1) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※なお、当該契約は、令和7年（2025年）招集大阪狭山市議会定例会3月定例会により令和8年度（2026年度）当初予算が承認され、その執行が可能となることが条件です。

#### (2) 準備期間

受託候補者の決定後、令和8年3月31日までの間を準備期間とし、運営体制の把握、支援員等の確保、統括体制の確立などを行ってください。また、本市が開催する放課後児童会の入会説明会等には、同席してください。

運営業務の引き継ぎに必要な経費、及び受託候補者が持ち込む備品等の購入・運搬費用はすべて自ら負担するものとします。

#### (3) その他特記事項

業績が著しく不良な場合や運営業務を委託等することが社会通念上適当でないと本市が認めた場合は、たとえ受託候補者として決定した後の準備期間中であってもその決定の取り消しを行うことがあります。また、既に委託期間中であっても運営業務の履行継続が困難と判断できる相当の事由が確認された場合は、期間を定めた上で、契約の解除を行うことがありますのでご了承ください。

## 5. 申請事業者の資格及び申請の制限等

### (1) 申請事業者の資格

①社会福祉施設、児童福祉施設、その他教育、子育て支援事業のいずれかの運営実績があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する社会福祉法人、学校法人、株式会社等であること。なお、申請事業者については、令和6・7年度大阪狭山市業務委託・物品購入等入札等参加資格登録業者で、令和8・9年度も引き続き同登録業者として登録申請を行う予定であること。

※但し、申請時点で同登録業者として指定がない場合でも応募は受け付けます。その場合、受託事業者に決定した後は、本市の指示に従ってください。

②事業者の経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。

③放課後児童健全育成事業に深い理解を有し、事業の目的達成に協力的であること。

④障がい児の受け入れについて、可能な限り対応できること。

⑤保育に関する安全管理について、十分な能力を有していること。

⑥支援員等の教育・研修体制が確立されていること。

### (2) 申請の制限

申請事業者の資格要件をすべて満たしていても、法人または事業者の代表者が次の①～④に該当する場合は、申請することができません。

①公募開始日から契約締結日までの間に、本市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けたもの。

②放課後児童健全育成事業において、他の地方公共団体から児童福祉法第34条の8の3第4項に基づく業務停止命令を受け、その日から5年を経過していないもの。

③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当するもの。

④大阪狭山市暴力団排除条例(平成25年10月1日)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当するもの及び入札等排除措置を受けているもの。

### (3) 失格について

受託候補者として申請してから契約締結までの間に、次の①～⑤のいずれかに該当した場合は、失格または審査の対象から除外します。

①(1)に規定する申請事業者の資格を有しなくなったとき。

②(2)に規定する申請の制限にあたる事由が発生したとき。

③提出された書類等に虚偽の内容が記載されているとき。

④提出期限までに必要な書類が提出されなかったとき。

⑤その他不正や違法行為があったとき。

※今応募に係る一連の業務に従事する大阪狭山市教育委員会事務局関係者などに対し、有益な機密情報等を入手する目的で接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

## 6. 応募に関する留意事項

### (1) 提出書類等

応募書類等は、原則としてA4版とし、フラットファイル(縦型)などに綴じて提出してください。また、項目毎にインデックス等を添付・書類名を付し、全体の目次及びページ番号を記載してください。

(2) 追加資料

提出書類等のほか、必要に応じて追加資料を求めることがあります。

(3) 提出書類等の変更の禁止

応募にあたって提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

※なお、受託候補者を決定した後は、実際の入会児童数に伴い変動する部分を除き、計画の追加や変更についても一切認めません。応募時の提案内容については、十分に検討・精査してください。

(4) 提出書類等の扱い

提出された書類は、理由を問わず返却しません。

(5) 応募費用

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

(6) 応募の辞退

書類等を提出した後、辞退する場合には、【辞退届】(任意様式)を提出してください。

## 7. 応募の方法及び提出書類など

応募にあたっては、以下の書類などを大阪狭山市教育委員会事務局に提出してください。なお、提出時期については、下記の区分のとおり《第一次：プロポーザル参加申し込み時(兼参加資格審査時)》と《第二次：提案書提出時》に分けてご提出ください。

[第1次：プロポーザル参加申込み受付]

提出書類	内容
申請書(様式1)	所定の様式
申請趣意書(様式2)	応募に至る動機、目的について
登記事項証明書	3か月以内に発行されたもの (※第二種社会福祉事業への取り組み等が確認できるもの)
定款(※第二種社会福祉事業への取り組み等が確認できるもの)	
寄附行為、規則またはこれらに類する書類	
決算関係書類	過去2か年の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書またはこれらに類する書類
予算関係書類	申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書またはこれらに類する書類
法人等の就業規則、賃金規則等の書類	
※令和6・7年度大阪狭山市業務委託・物品購入等入札等参加資格登録業者でない場合、本市ホームページの以下から、必要書類を確認して提出してください。 ①「まちづくり・市政」→②「入札・契約」→③「【終了しました】令和6・7年度入札等参加資格審査申請書の登録受付について」/提出書類等ダウンロード/業務委託・物品購入等一式(※ホームページ上は【終了しました】との記載がありますが当該ページより必要様式等を作成提出してください。ただし、受託事業者に決定した際は、場合により書類の一部差し替えを依頼することがあります。)	

[第2次：事業提案書受付]

項目	内容
基本理念（様式3）	①放課後児童健全育成事業を運営するにあたっての基本方針 ②放課後児童健全育成事業の業務に取り組む意欲 ③児童の健全育成についての考え方
放課後児童健全育成事業の受託体制（様式4）	①連絡体制（平日・休日・時間外等）、担当者不在時の対応方法、本業務を受託した場合の専任体制 ②業務責任者の経歴・業務の実績
安全対策・危機管理（様式5）	①児童への安全対策及び危機管理体制 ②事故等発生時の関係機関への連絡体制 ③施設の衛生・防火管理・安全管理及び環境への配慮 ④個人情報の適正な取り扱いに関する取り組み (令和6年4月から義務化された安全計画を網羅していること)
事業内容（様式6）	①基本事業についての提案 ②学校や近隣施設・担当課との連携、協力についての提案 ③保護者との関わりについての具体的な提案 ④苦情解決やサービス向上への取り組みについての提案 ⑤配慮が必要な児童への対応についての提案 ⑥自主事業についての提案
受託に関する経費（様式7）	①人件費（支援員等の人数、常勤・非常勤別の賃金を明示してください） ②その他の経費（消耗品、備品、諸経費等）
管理運営（様式8）	①責任者・支援員等の配置（配置数、資格、常勤・非常勤の別） ②勤務体制（通常時、学校の長期休業日等における実施日の配置及び勤務体制表） ③支援員等の確保・採用（採用資格、実務経験、雇用形態、賃金水準等） ④支援員等への研修（研修体制・期間及び内容の具体的な提案）

・提出部数など／第1次及び第2次受付（共通）

○紙資料（正本1部、副本2部）

○電子データ（PDF、Word、Excel、PowerPoint形式いずれも可）（正本データ1部、副本データ1部）

※正本には、会社印・代表者印を押印してください。

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行い、提案事業者が分からないようにしたものを提出してください。

## 8. 配布及び提出場所

〒589-8501

大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

大阪狭山市教育委員会事務局 こども政策部 こども育成グループ

※募集に係る実施要領等は、本市ホームページからダウンロードしてください。

## 9. 配布期間

令和7年8月1日（金）から8月13日（水）まで

## 10. 質問の受付など

### (1) 質問の受付

応募にあたり生じた疑義等については、下記のとおり質問を受け付けます。

受付期間 令和7年8月1日(金)から8月6日(水)の午後5時まで

受付方法 「質問票」(様式9)に必要事項を記入のうえ、Eメールにて提出してください。  
送信後に、必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。また、件名には「放課後児童会質問票」と必ず入力してください。(持参、郵送、FAXは不可)

### (2) 質問の回答

本市ホームページ上で公表し、質問者個々には回答しませんので、あらかじめご了承ください。

また、公表事項は質問内容及びその回答とし、質問者名は表示しません。

<質問の回答日(予定)>

令和7年8月12日(火) ※公表期間は、9月3日(水)まで

## 11. 提出期間及び提出方法など

### (1) 提出期間

《第一次：プロポーザル参加申込み(兼参加資格審査)期間》

令和7年8月1日(金)から8月14日(木)まで

《第二次：事業提案書受付期間》

令和7年8月21日(木)から8月29日(金)まで

(2) 受付時間 開庁日の午前9時30分から午後5時まで

(3) 提出方法 直接持参による提出のみ

※必ず事前に電話で日時を予約の上、来庁してください。

(4) 提出場所 大阪狭山市教育委員会事務局 こども政策部 こども育成グループ

## 12. 受託候補者の選定方法

(1) 「大阪狭山市放課後児童会運營業務受託候補者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において行います。

(2) 選定にあたっては、提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより、総合的に審査し、もっとも適当と認める団体を受託候補者として決定します。なお、応募事業者が多い場合は、書類審査の上、上位事業者にのみプレゼンテーション及びヒアリングを行います。また、審査の結果、合格基準に達しない場合は、受託候補者「無し」とする場合があります。

(3) 評価の項目は主に以下のとおりです。

①組織の安全性

②管理運営

③業務受託の趣意

④基本理念

⑤放課後児童健全育成事業の受託体制

- ⑥安全対策・危機管理
- ⑦事業内容
- ⑧受託に関する経費

(4) 選定委員会は非公開とします。

(5) 受託候補者の選定は、令和7年8月にプロポーザル参加申込み時に参加資格審査を行い、令和7年9月17日に第一次審査（書類審査）、その後、令和7年10月10日に第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行います。（※両日ともに予定。詳しい時間等は、書類審査を通過した申請事業者に対し、別途文書により通知します。）

応募多数の場合、第一次審査にて上位5事業者程度まで選定のうえ、第二次審査を行います。

(6) 選定の結果については、応募のあったすべての事業者に対し11月上旬～中旬に文書により通知するとともに、受託候補者については、11月下旬以降に本市ホームページ上等で公表します。（※審査・決定結果に対する異議には、一切応じられません。）

(7) 大阪狭山市情報公開条例により、第三者から情報公開の請求または申出があった場合は、提出された書類を公開する場合がありますのでご了承ください。

### 1 3. 支援員等の採用

【運営業務仕様書】に掲げる支援員等の配置及び資格要件を必ず確認してください。

### 1 4. 契約関係

(1) 選定後、受託候補者と業務内容、契約条件等について詳細を協議します。協議が整わない場合は、次点者と協議を進めることがあります。

(2) 契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。

(3) 運営の詳細については、事業開始前に本市と受託候補者で協議し、決定します。また、事業開始後も適正な運営を図るため、契約の締結後においては、必要に応じ、本市と受託事業者で適宜協議の場を設けます。

## 15. スケジュール (予定)

募集に係るスケジュール概要は、以下のとおりです。

日程	項目
8月 1日 (金)	公告
8月 1日 (金) から 13日 (水) まで	実施要領配布期間
8月 1日 (金) 午前9時から 6日 (水) 午後5時まで	質問受付
8月12日 (火)	質問回答
8月 1日 (金) 午前9時30分から 14日 (木) 午後5時まで	第1次：プロポーザル参加申込み受付期間
【参加資格審査 (書類審査)】	
8月20日 (水)	参加資格審査結果通知送付
8月21日 (木) 午前9時30分から 8月29日 (金) 午後5時まで	第2次：事業提案書受付期間
9月17日 (水) 午前9時30分から [※予定]	【第一次審査 (書類審査)】
10月10日 (金) [※予定]	【第二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング審査)】
11月上旬～中旬	受託候補者の決定

## 16. 問い合わせ先

〒589-8501

大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

大阪狭山市教育委員会事務局 こども政策部 こども育成グループ

電話 072-366-0011 (内線361・313)

ファクシミリ 072-367-1254

Eメール houkago@city.osakasayama.osaka.jp